

令和 3 年 12 月 23 日（木曜日）

七ヶ浜町議会定例会12月第2回会議会議録

（第 1 日目）

令和3年七ヶ浜町議会定例会12月第2回会議会議録

令和3年12月23日（木曜日）

出席議員（13名）

1番	佐藤直美君	2番	小林倫明君
3番	仁田秀和君	4番	木村稔君
5番	熊谷明美君	6番	佐藤壮一君
7番	安倍敏彦君	8番	遠藤喜二君
10番	渡邊淳君	11番	佐藤梶信君
12番	歌川渡君	13番	遠藤久和君
14番	岡崎正憲君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	高橋勉君
政策課長	荻野繁樹君
財政課長	安達正彦君
税務課長	渡邊真孝君
町民生活課長	藤井孝典君
産業課長	小野勝洋君
建設課長	鈴木英明君
水道事業所長	小野誠司君
国際村事務局長	後藤謙一君
子ども未来課長	渡辺とき子君
健康福祉課長	渡辺文昭君

長 寿 社 会 課 長	遠 藤 裕 一 君
防 災 対 策 室 長	石 井 直 紀 君
会 計 管 理 者	内 海 栄 広 君
教 育 長	武 田 光 彦 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 浩 明 君
生 涯 学 習 課 長	小 野 賢 一 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	飯 野 直 樹 君
同 書 記	船 木 潮 君

議事日程 第1号

令和3年12月23日（木曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会議日程の決定
 - 日程第 3 議案第63号 令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第9号）
 - 日程第 4 請願第 1号 『「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光事業者への支援について」の意見書の提出を求める請願書』についての委員会審査結果について
 - 日程第 5 閉会中の継続調査申出書について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 議案第63号 令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第 4 請願第 1号 『「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光事業者への支援について」の意見書の提出を求める請願書』についての委員会審査結果について
- 追加日程第1 議員提出議案第8号 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光事業者への支援についての意見書の提出

日程第 5 閉会中の継続調査申出書について

午前10時00分 開会

○議長（岡崎正憲君） おはようございます。

本日12月23日は休会の日ですが、議事の都合により令和3年七ヶ浜町議会定例会を再開し、12月第2回会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において8番遠藤喜二議員、10番渡邊 淳議員を指名いたします。

日程第2 会議日程の決定

○議長（岡崎正憲君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和3年七ヶ浜町議会定例会12月第2回会議の日程は本日の1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、12月第2回会議の日程は、本日1日間と決しました。

提案理由の説明

○議長（岡崎正憲君） ここで寺澤 薫町長へ提案理由の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは、令和3年七ヶ浜町議会定例会12月第2回会議に提案いたしました議案について説明をさせていただきます。

今回提案いたしました議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明させていただきます。

議案第63号は、令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第9号）であります。補正の額は1億3,500万円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ82億4,108万4,000円となります。

補正の内容としましては、12月会議において子供1人当たり現金5万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金支給事業に係る補正予算について議決をいただきましたが、このたび12月13日の衆議院予算委員会において、岸田首相が現金10万円の一括給付を選択肢の一つとして加えたいと発言されたことを受け、本町においても年内に現金10万円を一括給付するため補正予算を計上するものであります。財源としましては国庫補助金を充当しております。

以上、提案いたしました議案について、慎重審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

—

日程第3 議案第63号 令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第9号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第3、議案第63号令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。財政課長、恐れ入りますが、ゆっくり説明してください。

○財政課長（安達正彦君） 議案第63号令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第9号）について説明いたします。

今回の補正につきましては、12月補正予算（第8号）において子供1人当たり現金5万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金支給事業の債務負担行為及び歳入歳出予算の議決をいただいておりますが、このたび12月13日の衆議院予算委員会において、岸田首相が現金10万円の一括給付を選択肢の一つとして加えたいと発言されたことを受け、既に議決いただいた5万円と残り5万円、合わせて10万円を年内に一括現金給付することを可能とするための補正予算であります。

議案書1ページをお開きください。

第1条として、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億4,108万4,000円に定めようとするものであります。

歳入について説明いたします。

議案書6ページをお開きください。

15款2項2目民生費国庫補助金1億3,500万円、こちらにつきましては子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費に対する補助金で、今回の補正分と合わせて1人当たり10万円を給付す

るための補填財源となるものであります。

次に、7ページになります。

歳出になります。

3款2項16目子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費1億3,500万円につきましては、8号補正予算で議決いただいた分に1人5万円を加え、合計10万円を一括給付するためのものがあります。なお、事務費につきましては、今年中に振込する手数料等に変更はありませんが、後に必要となる事務費については調整中であり、後の補正予算で整理させていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 3点ございます。

所得制限についてでございます。今回、18歳以下の子供に対する給付金について本町は10万円を一括で給付ということに、我々町民として感謝申し上げますと同時に評価したいと思いません。

また、国では18歳以下の子供への10万円相当の給付について年収960万円未満の世帯を対象とする所得制限を設けております。一方では、世帯の働き方によって不公平を解消するために所得制限を設けなくて全ての子供に現金支給する考えもございます。

例えば大河原町や川崎町、所得制限の撤廃を決めて、制限の撤廃で大河原町は新たに子供たちが60人、川崎町は20人ほどになり、両町とも独自財源で支給するという事になっているようです。このほか柴田町も今検討しているところのようです。

そこで、3点伺います。

本町の所得制限で子育て世帯への臨時特別給付事業の給付対象とならない子育て世帯数と児童数を伺います。

2点目、本来は、この10万円はコロナ禍に起因する社会情勢の変化、経済情勢に伴う救済措置で生じたと思います。所得制限を設けないほうがよかったのではないかと考えますが、町長の御判断を伺います。

3点目、所得制限を設けなくて予備費の3,913万円から全ての子育て世帯に現金で給付すべきと考えますが、町長の考えを伺います。

以上3点でございます。

○議長（岡崎正憲君） 回答を求めます。1問目、子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 現在、所得制限とされております児童手当でいいですとこ

ろの特例給付、今回該当とならない部分でございます。そちらの人数につきましては、子供の数で約80人、世帯数では51世帯となっております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 2問目に関する見解ということですが、寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） これについては国のスキームにのっとってやっているというふうなこと。

また、対象児童も大河原とかは結構多いんですけども、ほかの自治体では極めて少ない、所得制限を超える枠外の方は少ないということはあるんですけども、本町ではそこまでは至らないというふうなことで、今回は国のスキームにのっとってやるということでございます。

○議長（岡崎正憲君） 3点目も同じ状態ですけども、予備費からの話で。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 今町長が回答したとおり、国のスキームで対応するというので、予備費と合わせてというふうな考えはございません。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 1点目、80人ぐらいというふうになると約800万円ですかね、金額。800万円というふうにしてよろしいでしょうか。80人掛ける10万円で、800万円の金額でよろしいですか。その確認です。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 80人に給付10万円とすれば800万円となると思われまして。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 1点目は分かりました。

2点目ですが、かなりそういった不公平感があるというふうに思うんですが、例えばA世帯で主たる生計収入1,000万円、そして妻がゼロ円。片やB世帯では年収900万円、妻が600万円。そうすると、収入合算すると1,500万円。収入の多いB世帯に給付されるわけですね。そういった意味でAとBに不公平感が生じると思います。

先ほど町長からも答弁あったんですが、その辺をもうちょっと詳しく。国に準ずるのは分かったんですが、もう少しそういった考えもなかったのかなというふうに思います。伺います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） そもそも根本的なベースとして困窮者世帯に配りたいというふうなことがベースでございますので、その辺は本町でも国のスキームにのっとってやるというふうなことでございます。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） なかなか回答返ってこないんですが、じゃあ2番目は分かりました。

3点目、そうしますと、今現在、児童手当を支給するに当たって所得制限ありますよね。しかし、所得制限を超える場合は特例給付金として所得制限を超えても児童1人につき月額5,000円支給しているわけですよね。一方で、この児童手当を制限ある子供たちに対して5,000円ということを見ると、世帯間の所得差によってかなり、やはり不公平感を感じると思うんですよね。

それで、せっかく特例給付で全ての子供たちに、金額は多いにせよ少ないにせよ給付しているわけですから、こういうことを考えても所得制限を外して、やはり全ての子育て世帯に給付すべきと考えますが、その辺のずれの差をお伺いします。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 私から回答を申し上げたいと思いますが、議員さんのおっしゃることは意味としては分かります。いろいろ議論があるというふうなことについては、報道等にも載ってありますし、世帯のくくりとか制限の在り方はどこでというふうなことについてどこまで、所得を誰の所得まで認めるのかそういったこともありますし、それから誰に給付するのという考え方もございます。

子供さんに給付するというふうなことであれば、確かに世帯の収入とかそういったものはあまり勘案しなくてもいいんですけれども、今回のスキームについては、世帯にというか親御さんにもというふうな裏もございますので、その辺は国の考え方にのっとって整理をしたいというふうなことと、こういったことで国の施策を町のほうで補完するというふうな考えについては、どうも地方自治体として乗るというふうなことについてはちょっと考える必要があるんじゃないかというふうに思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 最後ですけれども、再度またお伺いしますけれども、国に寄り添うというのは分かるんですが、先ほどの所得制限でも毎月5,000円も支払っているわけですから、やはりゼロではなくて、例えば特例の特例の特例給付で半分の5万円を給付する考えは考えなかったのかなど。

確かに国の制度に沿ってやるのは分かります。でも、やはりある程度は、親も子供もそうですけれども、先ほど言ったように収入が合わせて高い人もいれば960万円を超えると、たまたま。そういうことを考えた場合に、特例の特例の給付金を考えるべきだと思いますが、いかが

でしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 考慮に入れなかったかというふうなことについては、議論に上りました。国のほうで確かにこういったことがあるんだけど、実際、公平感って保たれるのかなというふうな議論には上りました。

ただ、そういったことを地方のほうにやはり落としてきて、そこを補完するという考え方は、今回はしないほうがいいんじゃないかというふうな考え方に落ち着いたというふうなことでございます。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございますか。熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、1点質問させていただきます。

事前に全協のときに資料を頂いた中で、申請及び給付の方法の中でお伺いいたします。

まず、申請の流れといたしまして、特に②と③の申請が必要な対象児童に対してですけれども、この方々には通知を発送するというような説明がございました。この通知を発送してどのような形で返送をもらうのか。例えば、多分銀行口座とかも記入して返送していただくのかどうか、ちょっとその形態、私よく分からないんですけれども、どのような形で返送していただくのか。そして、ウェブサイトとかそういうものの中でも申請ができるのかどうか、その辺をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 申請が必要な方々の手続の流れにつきましては、年内に通知を発送いたしまして、その中に返信用の封筒も添えて使っていただくと。そちらの封筒を使っていたら郵送による申請及び窓口での申請、この2つの方法を考えております。

ウェブにつきましては、用紙のプリントアウトでの利用はできますが、ウェブでの申請は考えておりません。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、申請を開始しまして、一番最終期限というんですかね、いつまでに申請をしていただかないと給付できませんよという、多分期限があるのではないかなと思いますけれども、その辺は本町はいかがでしょう。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 今現在、お示ししました②の10月1日以降に出生された児

童及び既に高校生、16歳から18歳及び公務員として児童手当をもう受給されている方々につきましては、2月末までに手続をお願いしますというような通知となっております。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では最後ですけれども、そうしますと、例えばこれから2月末までに出生された赤ちゃんは対象にならないのかどうか。

それから、最終的にチェック漏れといたしますか、通知は出したものの返信が来ないというような方に対するチェック方法といたしますか、対処方法は考えていらっしゃるのかどうか、最後にお伺いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） こちらの臨時特別給付金支給事業につきましては、3月31日までに生まれたお子さんが対象となります。

通知を差し上げるのは、出生時は10月14日までにお生まれになった方なので、それ以降の出生者につきましては、児童手当を申請されたその日に、同日に申請書のほうを記入していただく方法を考えております。ですので、出生者につきましてはそれほど申請漏れというふうな内容は考えてはございませんが、通知を発送した中で申請がまだ未申請というふうなものにつきましては、2月の中旬以降にチェック体制を整えまして、3月末までに申請してくださいと再通知のほうを出すような調整を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございますか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点だけ伺います。

先人が質問いたしました所得制限について再度伺いたいと思います、当局の考え。

先ほど町長が困窮世帯への施策であるという旨の答弁をされました。安倍議員も説明されたと思うんですけれども、世帯の収入が世帯主で970万円で、妻が専業主婦、収入がゼロの場合は対象にならない。しかし、世帯主が800万円で妻も就労して400万円、1,200万円の場合は支給される。これがこの間の国会で論議されているものですよ。

要するに、970万円の世帯主の働いた人は対象にならなくて、1,200万円の世帯が対象になる。どっちが貧困、収入が低いんでしょうか、高いんでしょうかということになると、やはり子育て世帯の不平等さを解消するということになれば、当然、所得制限を撤廃するというのが一般的な行政人の考える立場じゃないかなというふうに思います。

そこで、この間、国会で論議されていたこういう数字、所得制限に対して、町長はどのよう

な考えを持って今回所得制限をすると、したということなのか、その点伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 何についても基準というものがなくて、基準日とかそういったものが必要であって、今回のスキームとしては、世帯収入ではなくて960万円未満という一つの基準を設けてその制度設計がされているということで、本町ではあくまでもそれにのっとってやるということなんです。

不公平とか、確かにそういった収入の、2人世帯でそういった収入の基準に達していなくて合算すればということなんですけれども、確かに不公平感を感じますけれども、今現在のスキームではそのような形でやるということですので、御理解をいただければと思います。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 安倍議員も言われました、特に仙南地域では4つの自治体で制限を撤廃。そして、今言ったように1つの自治体では検討中ということでもあります。

そこで、やはり住民のそういう所得状況を踏まえて、そして国の施策のなさを鑑みれば、やはり町として子育て世帯に対するそれなりの施策をする上では、改めて国の矛盾を指摘しながら、じゃあ七ヶ浜町ではこういうことをやろうという発想そのものも国のスキームだからという考えでしかやれないということに理解しているのかどうか、その点。

○議長（岡崎正憲君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 私からお答えしたいと思いますけれども、国のスキームだけで考えたというふうなことではありません。

確かに町長はスキームで、スキームにのっとるというふうな話はしましたけれども、スキームだけを考えたというふうなことではなくて、判断の中には国のほうの施策の補完分をどう今回扱うかというふうな部分で、国の考え方のずれの部分については、地方でどうしてもそのところを補完するというふうなことについては、どうにも今回は姿勢を示すということにはならない。今回は乗らないようにというふうな考え方で、今回はやらない、国のスキームだけでやるというふうなことに落ち着いたわけでございます。

いろいろ異論はあると思いますけれども、その辺は国の補完をするべきではないという判断でございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そうすると、特にこの県南のそれぞれの自治体で独自の施策でやりました。その自治体の首長たちの考えに対して町長はどのように思っているのか、参考までに伺い

たいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私から回答申し上げますけれども、いろんな施策があるというふうには思いますけれども、国に対してどうこうとか、それについては七ヶ浜町としては意見を申し上げましたけれども、他の市町村についてどういったリスクを負うか、そういった部分については、私のほうから町として回答は差し控えさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。木村議員。

○4番（木村 稔君） 1点です。

世帯主の所得によって違うということでございます。最初、説明受けたときには、人数で1,939人、世帯人数が1,411でしたか。まず、対象になっている人たちは世帯主の所得によって、先ほども皆さん言っていますけれども、決められると。それで、対象外の方は、その世帯主が飛び抜けているわけですね、900ウン十万から。ということは、対象になっている方、夫婦、旦那、夫で世帯所得の合算としてこの世帯所得の対象外を抜く人も出てくるわけですね、可能性として。そこまで多分考慮されていると思うので、その場合、何世帯ぐらい対象外の方の世帯収入を越す人たちが出てくるのか。それに対して回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） こちらで分かる範囲での回答とさせていただきますけれども、今回、児童手当制度の所得を適用しております、世帯主というよりも養育者として、例えば父親、母親、いずれかの所得の高いほうが受給者という形になります。ですので、世帯として高額者というよりも養育者としてどちらが受給者となるのかということでの判断となっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員、対象外云々で答えられないところもあるかと思いますが、その辺を含めて質問してください。（「もう1回お願いします」の声あり）まだ大丈夫です。

（「議長、何て言ったんですか」の声あり）対象外の方の世帯数のうちで、入らない世帯と聞かれたんでしょうけれども、ちょっと私も分かりかねるところあるんですけども、いいです。聞いてください。

○4番（木村 稔君） だから、今対象外になっている家庭で収入が例えば1,000万円あったとすると。今対象になっている人は、世帯主というか、その受給になっている人が800万円だと

して、夫婦で同じ800万円だとしても、例えば旦那、奥さんが800万円、800万円でも対象になるわけですね。そうすると、世帯の合算した額でその対象外の人を上回るのが何%、何割いるのか、何世帯いるのかということ聞きたいんですけども、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） そちらの統計は取っておりませんのでお答えできかねます。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長のほうからも。いいですか。

では、3回目どうぞ。

○4番（木村 稔君） これは対象にならないというのであればそこら辺も出して、検討の中でやはり見ていただけないのかなと。

子ども医療費なんかは、町長、国はやっていませんけれども、所得制限外していますよね。なので、やはりこれは筋の通った給付内容というふうに町民が思うかどうかというのがすごく大切なことだと思うんですけども。

町長、国がやらないなら私がやろう、そういう考えにならないですか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 子ども医療費については私の施策として進めたものでございます。今回のものは国の制度としてですから、基準日、基準額をベースにしたものでございますので御理解をお願いします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 請願第1号 『「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光事業者への支援について」の意見書の提出を求める請願書』についての

委員会審査結果について

○議長（岡崎正憲君） 日程第4、請願第1号『「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光事業者への支援について」の意見書の提出を求める請願書』についての委員会審査結果についてを議題といたします。

審査の結果を総務産業常任委員会佐藤梶信委員長より御報告願います。御登壇願います。

〔総務産業常任委員会委員長 佐藤梶信君 登壇〕

○総務産業常任委員会委員長（佐藤梶信君） それでは、御報告申し上げます。

令和3年定例会12月会議において総務産業常任委員会に付託されました『「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光事業者への支援について」の意見の提出を求める請願書』について、令和3年12月9日に委員会で審査した結果、採択すべきものと決しましたことを御報告いたします。

採択に至った主な理由は、新型コロナウイルス感染症の影響による旅行や飲食を伴う会合の制限の影響を受け、旅館業者等は大変厳しい経営環境に置かれています。そのため、中小の事業者などに対しても手厚い支援を迅速かつ継続的に行うなど、対策の実施を強く要望する必要があることなどから採択に至ったものであります。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） ただいまの報告に対する質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

降壇願います。

これより討論に入ります。初めに、本請願に対し反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、本請願に対し賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本請願に対する委員長報告は採択すべきものであります。本請願を委員長報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本請願は採択と決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

お諮りいたします。先ほど仁田秀和議員より意見書提出についての議案が提出されました。これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議員提出議案第8号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

追加日程第1 議員提出議案第8号 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光事業者への支援についての意見書の提出

○議長（岡崎正憲君） 追加日程第1、議員提出議案第8号新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光事業者への支援についての意見書の提出についてを議題といたします。

提出者仁田秀和議員へ説明を求めます。御登壇願います。

〔3番 仁田秀和君 登壇〕

○3番（仁田秀和君） 3番仁田秀和でございます。

それでは、私のほうから議員提出議案第8号について説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光事業者への支援についての意見書を地方自治法第112条及び七ヶ浜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由は、新型コロナウイルス感染症の影響により、移動の自粛要請やイベントの人数制限など人流の抑制が長引いていることに伴い、観光産業は旅行の手控えや訪日外国人の消失による旅行需要が大きく落ち込み、大変厳しい経営環境を強いられております。現在、全国的に新規感染者数は減少傾向に転じているものの、冷え込んだ県内経済情勢の早期の回復に向け、国を挙げて強力な経済対策を講じることが必要でございます。

とりわけ観光産業は裾野が広く、高い経済波及効果が期待でき、停滞した経済活動の正常化に向けて深刻な影響を受けている県内の観光事業者への手厚い支援を迅速に行うなど、対策の実施を強く要望するものでございます。

内容につきましては、お手元に配付されました資料のとおりでございますが、1点目としましては観光事業者に対する経営、金融支援の強化、2点目に強力な観光需要喚起策の実施、3点目に宿泊施設等の感染症対策への支援の充実についてでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

また、提出先は掲載のとおりでございます。

以上で、私の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

仁田秀和議員、降壇願います。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、原案のとおり可決されました。

日程第5 閉会中の継続調査申出書について

○議長（岡崎正憲君） 日程第5、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長及び広報広聴常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもって、12月第2回会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会は、明日12月24日から12月28日までの5日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。

よって、本定例会は、明日12月24日から12月28日までの5日間を休会とすることに決しました。

た。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時43分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和3年12月23日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員